

## 掲 示 例

### 1 循環式浴槽の場合

当入浴施設は、循環式浴槽を設置しており、「熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例」に基づき、以下のとおり衛生管理を実施しています。

- 1 浴槽は、1週間に 回換水し、併せて清掃を行っています。
- 2 浴槽水の消毒は、塩素を使用し適量（0.2～0.4 mg/L）であることを 時間おきに確認しています。
- 3 ろ過器や配管は週 回洗浄し、併せて消毒を行っています。
- 4 水質検査は、年 回実施しています。（結果は別紙のとおりです。）

旅館 衛生管理責任者

### 2 非循環式浴槽（かけ流し浴槽）の場合

当入浴施設は、非循環式浴槽（かけ流し浴槽）を設置しており、「熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例」に基づき、以下のとおり衛生管理を実施しています。

- 1 浴槽は、毎日換水し、併せて清掃を行っています。
- 2 水質検査は、年 回実施しています。（結果は別紙のとおりです。）

旅館 衛生管理責任者